

迅速審理と早期救済を求める要請書

守口市の学童保育事業は、50年以上にわたって公設公営で実施されており、そこで働く指導員は、守口市の非常勤嘱託職員であるものの、労使合意により雇い止めを行わないこととし、定年までの任用が行われてきました。

守口市は、民営化反対運動があったものの、2019年4月から(株)共立メンテナンスに業務委託を行いました。守口市は、民営化を行うなかで、実施者は守口市であること、学童保育の内容を維持し、指導員の継続雇用を確保することなどを表明していました。

(株)共立メンテナンスは、委託選定のプロポーザルで、「現在の指導員の希望者の全員雇用、現給保障」を提案したことを高く評価されて業務委託先に決定しました。その後の指導員への説明会で昇給・有給休暇の付与・定年について雇用契約が継続的に更新されることを前提とする説明等を行っていました。

原告らは、守口市直営時から長年指導員として勤務しており、民営化後、(株)共立メンテナンスに雇用されて、その多くが責任者・副責任者として業務を行っていました。

(株)共立メンテナンスは、2020年3月12日、原告らを含む指導員13名に対し、「注意ならびに通知書」(同労組の委員長・副委員長には「嚴重注意ならびに通知書」)を交付しました。そして、3月23日、原告を含む13名に対し「雇用契約は3月31日をもって終了し、退職となります」を内容とする雇い止め通知書を交付しました。雇い止めの理由を「注意ならびに通知書」に記載の内容としています。原告に身に覚えのない内容や事実関係の誤りがあるものが多くあり、雇止めは合理的理由・社会的相当性はなく無効です。原告らは、全員が労働組合の組合員で、同労組の役員(委員長・副委員長・書記長・書記次長)を務める者もあり、雇止めは不当労働行為でもあります。原告らは、雇止めにより、職場と収入を奪われており、早期に職場復帰が実現されねばなりません。

貴裁判所におかれまして、迅速に審理を進め、早期に原告らを救済されますよう強く求めます。

住 所

団 体 名

代表者名

【事務局団体】

大阪自治労連 〒530-0041 大阪市北区天神橋一丁目13番15号 大阪グリーン会館4階

【取扱団体】